

## 漢代の璽書と制書

陳 力

中国古代においては、皇帝より出される文書、すなわち王言と呼ばれる文書——その内容と形式の両方とも——は皇帝を頂点とする封建支配構造の実像を知る上で重要な手がかりである。一方、支配構造に関する研究においては、中国の私文書が重視されていないようである。漢代の文書に関する研究は「居延漢簡」の発見と公表により、盛んに行われている。文献によく見える璽書という文書については、その伝達方式の特殊性のため、木簡の形で現在まで保存しているのがほとんどない。これが原因で、現在の木簡を中心的资料とする漢代の文書研究では璽書がほとんど言及されていない<sup>1)</sup>。唐代の公文書研究でも璽書が慰勞制書や論事制書などの別称であるので「直接考察の対象とする必要はない」と考えられている<sup>2)</sup>。

璽書とはすなわち「璽」で封緘する文書である。そもそも秦以前の「璽書」とよばれる文書は、必ずしも最高統治者より下される文書ではなかった。『左氏伝』襄公二九年に

季武子取卣，使公治問，璽書追而與之。

とあり、この史料にある「璽書」とは、魯の大臣から魯の襄公に送る文書である。秦の統一の後、秦の始皇帝は戦国の行政制度を改正し、文書制度と符璽制度などもあらためて制定された。これによって「璽」は皇帝の印鑑の専名となり、「璽書」という名前も皇帝より下される文書にしか使えなくなった。字面から見れば、秦代以後の璽書が「皇帝の印鑑で

封緘する文書」という意味でとらえられる。『史記』卷六秦始皇本紀に、

始皇惡言死，群臣莫敢言死事。上病益甚，乃為璽書賜公子扶蘇曰，「與喪會咸陽而葬。」書已封，在中書府令趙高行符璽事，未授使者，（下略）。

とある。これによれば、秦代において璽書が璽で封緘され、使者により伝達することがわかる。「漢承秦制」の点から見れば、漢代の璽書は秦の璽書と比べて璽で封緘し、使者によって伝達する点では大きな違いはなさそうである。漢代の璽書については王国維氏は「宣帝神爵元年制書」を検討するとき、『独断』にある「凡制書有印使符，下遠近皆璽封，尚書令印重封。」という記載より、「漢人は又之（制書のこと）を璽書と謂う」と推測した<sup>3)</sup>。さらに、制書、詔書、璽書が全く同じものであると考えている学者もいる<sup>4)</sup>。薛英群氏は『漢簡官文書考略』で璽書の内容に注目し、璽書の内容が凡て「制度の命」であることは言い切れないことを指摘し、璽書と制書の区別に注目した。薛氏はこの論文の中、「有印使符，下遠近皆璽封」の伝達形式を有する王言類文書が、みな璽書と称すべきであるという結論を下した。しかし、はたして王国維氏の言うように、漢代の璽書は制書の別称なのであろうか、もしくは璽書は薛英群氏の言うようなものであろうか。この問題は、漢代の璽書と漢代の皇帝支配との関係を考察する前に究明しなければならない問題である。筆者は漢代

の璽書がおそらく制書などの正式な皇帝の命令書の別称ではなく、一種の独立している王言類文書である、すくなくとも、璽書は『独断』などに記載された制書であると考えている。小論では、書式、受取人の範囲、内容から璽書と制書の区別を検討したい。

## I 文献にみえる両漢時代の王言類公文書

漢代の璽書そのものを検討する前に、まず文献にみえる漢代の王言類公文書に関する記載を検討しておきたい。

漢代の「儀則」というもの（唐代の「公式令」と相当するもの）はほとんど伝えられてきていないが、『史記』、『漢書』、『後漢書』引『漢制度』、『独断』および諸類書に漢の王言類公文書に関する記事がある。『漢書』卷三高后紀顔師古注に、

天子之言一曰制書，二曰詔書。制書者，謂為制度之命也。

とあり、また『史記』卷六秦始皇本紀集解に、

蔡邕曰、「制書，帝者制度之命也，其文曰制。詔，詔書。詔，告也。」

とある。また『後漢書』卷二九引『漢官儀』に、

凡制書皆璽封，尚書令重封，唯赦贖令司徒印，露布州郡。

とあり、同じく『後漢書』卷一上光武帝紀注引『漢制度』に、

帝之下書有四，一曰策書，二曰制書，三曰詔書，四曰誡敕。策書者，編簡也，其制長二尺，短者半之，篆書，起年月日，稱皇帝，以命諸侯王。三公以罪免亦賜策，而以隸書，用尺一木，兩行，唯此為異也。制書者，帝者制度之命，其文曰制詔三公，皆璽封，尚書令印重封，露布州郡也。詔書者，詔，告也，其文曰告某官云云，如故事。誡敕者，謂敕刺史，太守，其文曰有詔敕某官。它皆倣此。

とある。この他に『文心彫龍』卷四詔策第十

九に、

漢初定儀則（則）命有四品。一曰策書，二曰制書，三曰詔書，四曰誡敕。敕戒州郡，詔告百官，制施教令，策封王侯。

とある。また『独断』上に、

漢天子正号曰皇帝，（中略）其命令一曰策書，二曰制書，三曰詔書，四曰戒書。

とあり、同じく『独断』上に、

策書。策者，簡也。『礼』曰「不滿百文不書於策。」其制長二尺，短者半之，其次一長一短，兩編，下附篆書，起年月日，稱皇帝曰，以命諸侯王三公。其諸侯王三公之薨於位者，亦以策書誅諡其行而賜之，如諸侯王之策。三公以罪免，亦賜策，文体如上策而隸書，以尺一木，兩行，唯此為異者也。

制書者，制度之命也。其文曰制詔三公，敕令贖令之屬是也。刺史太守相劾奏，申下土，遷文書亦如之<sup>5)</sup>。其徵為九卿，若遷京師近臣，則言官，具姓名。其免若得罪，無姓。凡制書有印使符，下遠近皆璽封，尚書令印重封。唯敕令贖令召三公詣朝堂受制書，司徒印封，露布州郡。

詔書者，詔誥也。有三品。其文曰「告某官某，如故事。」是為詔書。群臣有所奏請，尚書令奏之，下有司曰制。天子答之曰可。若下某官云云亦曰詔書。群臣有所奏請，無尚書令奏制之字，則答曰已奏知。<sup>6)</sup>書本官，下所當至，亦曰詔。

戒書。戒敕刺史、太守及三辺營官。被敕文曰有詔敕某官。是為戒敕也。世皆名此為策書，失之遠矣。

とある。このほかに『玉海』卷六四漢詔令総叙に、

書有策書，璽書，手書，檣書，赫蹠書。

とある。以上の史料を総覧すると、『玉海』以外の諸記載は非常に類似していることが指摘できよう。『漢制度』及び『独断』の記載はもっとも詳細で、文の順序と内容も非常に類似している。また『文心彫龍』の記載は前述した両者より簡略ではあるが、文の順序及び各文書に対する解釈からみれば、『漢制度』及び

『独断』とほぼ同じである。つまり前述した『漢制度』、『独断』及び『文心彫龍』にある記載が同源の的なものであることが考えられ、この源が漢の「儀則」そのものである可能性がある。この四種の文献に記載される皇帝の命令書に関する内容は、相当に一致している点から考えると、漢代においては皇帝の正式な命令書にはおそらく四つの種類があったのであろう。前述した『史記』卷六秦始皇本紀集解と『漢書』卷三高后紀顔師古注にある記載は、漢の「儀則」あるいは『独断』のような文献からの断片的引用であり、漢代の王言類公文書が制書と詔書の二種だけ、あるいは制書の一つだけがあったということの証左にはならない。ここで注意したいのは、これらの記載には璽書に関する内容そのものが存在していないことである。『玉海』卷六四漢詔令総叙には漢代の璽書が策書と同じ条項で取り扱われている。これは『玉海』の編集者が、璽書も策書と同じく漢の皇帝の正式の命令書であると考えていることを示唆している。この漢詔令総叙の記載は信憑性はないと思う。理由としては漢詔令総叙の作成時代は『独断』などよりはるかに遅く、さらに漢詔令総叙の全文をみれば、その分類の仕方やとまとめ方も非常に混乱したものである。

要するに以上の諸文献によれば、信憑性のある史料に記録された漢代の皇帝の正式の命令書には四つの種類があり、その中の「制書」というものは「制度之命」にかかわる文書である。『独断』及び『後漢書』引『漢官儀』などには直接に璽書がいかなるものであるかということに記載していない。しかし、これらの文献で璽書が記載されていないことは、璽書が皇帝の正式な命令書ではないことを示唆しているのではないと思われる。

要するに、これらの文献は直接に璽書に関する手がかりを与えてくれていないが、制書の書き出し、内容、受取人の範囲などを記録している。このような制書に関する情報と史料に「璽書」と明記される文書の書き出し・

内容・受取人の範囲との照合によって、璽書との関係を明らかにすることができると思う。

## Ⅱ 璽書と制書の異同

### 1. 璽書と制書の書き出しの異同

制書の文頭については、前掲『独断』によれば、その書き出しに「制詔三公」という決まり文句があるようである。しかし、周知のように、「三公」そのものは前漢の前期後期と後漢時代においてはそれぞれ違う官職あるいは称号を指す。前漢においては、太尉の官職は常設されていないということを考慮に入れると、『独断』のこの記載にある「三公」が前後漢の丞相・太尉・御史大夫クラスの官僚に対する総称であると考えられる。『漢書』に、

制詔丞相，太尉，御史大夫，問者諸呂用事擅權，謀為大逆，欲危劉氏宗廟，頼将相列侯宗室大臣誅之，皆伏其辜。朕初即位，其赦天下，賜民爵一級，女子百戸牛酒，酺五日。（『漢書』卷四文帝紀）

制詔三公，方春東作，敬始慎微，動作從之。罪非殊死，且勿案驗，皆須麥秋，退貪殘，進柔良，下当用者，如故事。（『後漢書』志第四礼儀上立春）

とあり、これらの文書は言うまでもなく制書であり、制書の全貌をある程度表しているのではないかと考えられる。『独断』、『漢制度』に記載するように、制書のもっとも著しい特徴はその内容が「制度之命」にかかわることである。『漢書』、『後漢書』では「制度之命」の内容のある王言類公文書、すなわち制書だと考えられる文書には、その書き出しを記載している箇所も数多く存在する。その例を以下に列挙しよう、

制詔丞相，（下略）。（『漢書』卷七四丙吉

伝)。

制詔丞相，御史大夫，(下略)。(『漢書』  
卷七四丙吉伝，『漢書』卷七七毋将隆伝)

制詔丞相，御史(下略)。(『漢書』卷七八  
蕭望之伝)

制詔丞相，大司空(下略)。(『漢書』卷七  
七孫宝伝)

制詔御史，(下略)。(『漢書』卷六六公孫  
劉田王楊蔡陳鄭伝など)

制詔三公，(下略)。(『後漢書』卷十上皇  
后紀上など)

制詔三公，大鴻臚(下略)。(『後漢書』卷  
三四梁統列伝)

制詔大將軍，三公，大鴻臚(下略)。(『後  
漢書』卷四二光武十王列伝)

これらの記載と漢，後漢の間の官職設置の  
変化とを併せて考えれば，前漢時代の制  
書には「制詔三公」の書き出しはなかつた  
と考えられる。前漢時代において，もっとも  
頻出の制書の書き出しの文体は「制詔御  
史」であり，呉曾栄氏はここの「御史」が  
「御史大夫」であろうと考えている<sup>7)</sup>。この  
考えが正鵠を得ていると思う。「制詔御  
史」の書き出しが頻出する原因は，前漢時  
期においては太尉は常設されておらず，丞  
相は事故があつた場合は，御史大夫一人  
あてに制詔を發行せざるをえないわけ  
である。『漢書』，『後漢書』にある「制  
度之命」と関わる王言で，三公クラスの  
官僚に「制詔」する例がもっとも多いとい  
うことは『独断』などの文献の記録と一致  
している。

『独断』の記載にある「刺史太守相劾奏，  
申下土，遷文書亦如之。其徵為九卿，若遷  
京師近臣，則言官，具姓名。其免若得罪，  
無姓。」という文字からみれば，制書は刺  
史，太守などにも関わりがある。このた  
めに，文頭に「制詔刺史」，「制詔太守」  
のある制書も存在するはずであるが，その  
内容は弾劾にかかわるもののはずである。  
『漢書』では，「制度之命」の内容のある  
王言類文書には，「制詔太守」あ

るいは「制詔刺史」のような書き出しの  
ものはない。すなわち「刺史，太守相劾奏」  
の場合のみ，制書が刺史あるいは太守宛に  
下されるという『独断』などの記載と『漢  
書』に記録される制書の状況との間には  
食い違いはない。

制書の文頭に「制詔」の二文字がある。  
しかし『後漢書』志第五礼儀中拜王公に，

漢儀有夏勤策文，曰：「維元初六年三月  
甲子，制詔以大鴻臚勤為司徒。曰，朕承天  
序惟稽古，建爾於位為漢輔，往率旧職，敬  
敷五教，五教在寬，左右朕躬，宣四表，保  
父皇家。於戲，實惟秉国之均，旁祇厥緒，  
時亮天工，可不慎與，勤其戒之。」

とある。これは明らかに制書ではなく策書  
である。つまり，「制詔」の二文字だけで  
よって，これが制書であるかどうかを判断  
できないのである。

王国維氏は「璽書之首，例云制詔某官」と  
考えている<sup>8)</sup>。しかし，王氏のこの考えは  
明らかに間違っている。『漢書』などで  
「璽書」と明記されている文書には二種  
の書き出しがある。その一は，文頭が「  
皇帝問某某」あるいは「皇帝敬問某某」  
になるものである(以下Aタイプと略称)。  
その例を以下に列挙しよう。

文帝嘉之，乃賜(晁)錯璽書寵答焉，曰，  
「皇帝問太子家令，上書言兵体三章，聞之。  
書言「狂夫之言，而明主挾焉。」今則不  
然。言者不狂而挾者不明，国之大患，故  
在於此。使夫不明挾於不狂，是以万聽而  
万不当也。(『漢書』卷四九晁錯伝)

上於是璽書勞奉世，且讓之，曰「皇帝  
問将兵右將軍，甚苦暴露(下略)。(『漢  
書』卷七九馮奉世伝)

書き出しが「皇帝問某某」になるA  
タイプ璽書の文体は明らかに制書の文体  
と異なっている。鶴飼昌男氏は漢代の私  
信を検討する時、

「皇帝問某某」という書き出しに注意を払い、同時に鵜飼氏は「皇帝問某某」の書き出しのある文書の非クラシックの文体に深く興味を持っていた<sup>9)</sup>。鵜飼氏は璽書の性質について明言をしていないが、Aタイプの璽書を書信を検討する史料として使われていることから、氏はAタイプ璽書が制書であるとは考えていないようである。

Aタイプの璽書の書き出しが記載にみえる制書の書き出しと明らかに異なり、同時に後述するようにその受取人とその内容も璽書のそれと違うため、Aタイプの璽書が制書ではないと考えられる。

璽書にはAタイプの璽書と異なって、書き出しが「制詔某某」になるものもある（以下Bタイプと略称）。『漢書』卷六三武五子伝に、

元康二年遣使者賜山陽太守張敞璽書曰、「制詔山陽太守，其謹備盜賊，察往來過客，毋下所賜書。」

とある<sup>10)</sup>。Bタイプについては、「制詔」の二文字だけはたしかに制書と類似している。しかし、文献では明確にそれを「璽書」と呼ばれている。前述のように「制詔」の二文字がある文書は必ずしも制書ではないため、このBタイプの璽書は制書の別称であるかどうかということは、文書の書き出し以外の手がかりから調べなければならない。ここでは「制詔」という書き出しのある璽書と、制書の受取人及び内容の差異から検討したい。

## 2. 璽書と制書の受取人及び内容の差異

前述のように、前漢時代の制書の書き出しは「制詔丞相，太尉，御史大夫」であり、この三つの官職の中に事故あるいは欠員があれば、在位している人だけは受取人となる。後漢時代の制書の書き出しは「制詔三公」であり、特別の用があれば、三公の後ろに「大鴻臚」などの関連官職名を記入する。すなわちほとんどの場合、制書の受取人は三公であり、特別の事情があれば、三公とともに、九卿ク

ラスの相関の官僚も制書の受取人となる。このほかに、刺史，太守の弾劾への答え，九卿の任命書も制書の方式で命令するが，刺史，太守が互いに弾劾する場合，その返答とする制書の受取人が刺史，太守である可能性はある。しかし，九卿の任免の際に下る制書の受取人は任免された「卿」ではなく，丞相，御史大夫（御史大夫の場合が多い）である<sup>11)</sup>。すなわち，一般的な場合，制書の受取人は三公と刺史，太守（互いに弾劾するときのみ）である。しかし，「制詔」という書き出しのある璽書の受取人は三公，太守の場合もあるが，受取人が制書の受取人の範囲外の人である場合も数多く存在する。その例は次のように列挙しよう，

璽書曰、「制詔昌邑王，（下略）。」（『漢書』卷六三武五子伝）。

遣使者賜山陽太守張敞璽書曰、「制詔山陽太守，（下略）。」（前掲史料）

制詔後將軍，（下略）。（『漢書』卷六九趙充国伝）

乃賜丞相璽書，（下略）。（『漢書』武帝紀）

すなわち，Bタイプの璽書の受取人には，諸侯王，三公，將軍，太守がある。これに対して，Aタイプの璽書の受取人については次のような人が挙げられる，

遣諫大夫王駿賜欽璽書曰，「皇帝問淮陽王，（下略）。」（『漢書』卷八十宣元六王伝）。

又特以璽書賜王太后曰，「皇帝使諸吏宦者令承問東平王太后，（下略）。」（『漢書』卷八十宣元六王伝）

皇帝問太子家令，（下略）。（前掲史料）。

皇帝問將兵右將軍，（下略）。（『漢書』卷七九馮奉世伝）。

皇帝問皇后，（下略）。（『漢書』卷七九下外戚伝）

皇帝問後將軍，（下略）。（『漢書』卷六九趙充国伝）

つまり A タイプの璽書の受取人には、皇后、諸侯王、諸侯王后、太子家令、將軍などがある。これによれば、「制詔」と「皇帝問某某」という書き出しのある璽書の受取人には、明らかに『独断』及び『漢書』に見える制書の受取人の範囲に含まれていない人物がある。

制書と文献に「璽書」と明記される文書の内容においても、かなりの差異が認められる。「制詔」という文頭のある制書の内容は、高官の任免、諸侯の封建の内容以外ほとんど「令」と関係する。その例は次のように挙げられる、

上於是制詔丞相，御史大夫，「交讓之礼興，則虞芮訟息。隆位九卿，既無以匡朝廷之不逮，而反奏請與永信宮争貴賤之賈，程奏踴言，衆莫不聞。拳錯不由諍理，争求之名自此始，無以示百僚，傷化失俗。」以隆前有安国之言，左遷為沛郡都尉。（九卿を免職する制書，『漢書』卷七七毋将隆伝）

制詔御史，其以膠東相敞守京兆尹。（京師重臣の人事，『漢書』卷七六張敞伝）

制詔丞相，太尉，御史大夫，問者諸呂用事擅權，謀為大逆，欲危劉氏宗廟，頼将相列侯宗室大臣誅之，皆伏其辜。朕初即位，其赦天下，賜民爵一級，女子百戸牛酒，酺五日。（敕令，前掲史料）

制詔御史，盖聞有虞氏之時，画衣冠異章服以為戮，而民弗犯，何治之至也。（中略）其除肉刑，有以易之，及令罪人各以輕重，不亡逃，有年而免，具為令。（「為令」，『漢書』刑法志）

しかし、「璽書」と明記されている文書の内容は、ほとんど「制度の命」とは関係しない。A と B 両タイプの璽書の主体部分のほとんどは慰勞の挨拶言葉からはじまり、その内容は皇室内部の問題にたいする処理、政策方針の討論、軍事命令、外国君主との連絡、慰勞寵

答及び指導などのものであるが、時折地方郡県長官の任命、借金返済の催促の内容のものもある。このような璽書を以下で列挙しよう、

上於遣太中大夫張子矯奉璽書勅諭之，曰，「皇帝問東平王，盖聞親親之恩莫重於孝，尊尊之義莫大於忠，故諸侯在位不驕以致孝道，制節謹度以翼天子，然後富貴不離於身，而社稷可保。今聞王自修有闕，本朝不和，流言紛紛，謗自内興，朕甚憊焉，為王懼之。詩不云乎，母念爾祖，述修厥德，永言配命，自求多福。朕惟王之春秋方剛，忽於道德，意有所移，忠言未納，故臨遣太中大夫子諭王朕意。孔子曰，過而不改，是謂過矣。王其深惟孰思之，毋違朕意。」（皇室内部の問題に対する処理）<sup>12)</sup>

皇帝問太子家令，上書言兵体三章，聞之。書言「狂夫之言，而明主扱焉。」今則不然。言者不狂而扱者不明，国之大患，故在於此。使夫不明扱於不狂，是以万聽而万不当也。（寵答。前掲史料）

上報曰，「皇帝問後將軍，言欲罷騎兵万人留田，即如將軍之計，虜當何時伏誅，兵當何時得決，孰計其便，複奏。」（政策の検討）<sup>13)</sup>

制詔太原太守，官尊禄厚，可以償博進矣。妻君寧在旁，知狀。（借金返済の催促）<sup>14)</sup>

遣中郎将王駿，王昌，副校尉甄阜，王尋使匈奴，班四条與单于，雜函封，奉单于奉行。師古曰，「与璽書同一函而封之。」（外国の君主へ）<sup>15)</sup>

つまり、B タイプの璽書は制書と同じく「制詔某某」の文頭があるが、その内容、受取人の面から見れば、制書とかなりの差異があり、制書とは同じものではないと考えてよからう。同時に、A タイプと B タイプの璽書は受取人としては同範囲にあり、内容としても類いの

性質があるので、同じ種類の文書であると思われる。つまり、璽書は制書と異なる文書であると考えられるのである。

最後に、これまで論述した内容を簡単にここでまとめておきたい。文献に見える漢代の皇帝の正式な命令書は策書、制書、詔書、戒書（誡敕）の四種類がある。策書は文献に多く記載され、その内容、書式も明らかである。詔書については、『漢書』などの文献にもその全文があり、大庭脩氏をはじめとする先学によって、居延漢簡などの出土資料をもとに詔書の復原作業を行われ、その性質、書式、伝達方式なども解明されている。この二種の文書の内容、書式、伝達方式などは文献に「璽書」と明記されている文書のそれとはかなりの差異があるので、文献に記載される「璽書」は、策書、詔書の別称ではないと思われる。制書の書式、伝達方式、封緘方式などは文献に記載される「璽書」との類似点がある。しかし、『漢制度』、『独断』、『文心彫龍』及び『漢書』顔師古注によれば、制書は「制度之命」であるが、『漢書』に記載され、その文頭によって制書であることを確認できる文書の内容もほとんど高官の任免、諸侯の封建もしくは「令」に関係する内容である。高官の任免、諸侯の封建、なかでも特に法令関係の内容は「制度之命」であり、このため、『漢書』に記載される制書の内容が『独断』などの相関記載と一致していると思われる。つまり、制書のもっとも著しい特徴は、その内容が「制度之命」に関係することである。

制書と比べて、文献に「璽書」と明記される文書はその書き出し、受取人の範囲などの面では差異がある。しかし、文献に「璽書」と明記される文書と制書のもっとも異なっているのは、璽書の内容が「制度之命」に関係していないということである。文献に「璽書」と明記されている文書と制書の書き出し、受取人の範囲、内容には制書のそれと比べてこのような違いがあることから、「璽書」と呼ばれる文書は制書の別称でもない、すくなくと

も「璽書」は『独断』などに記載された制書の別称ではないと考えられる。つまり、文献に「璽書」と呼ばれる文書は、策書、制書、詔書、戒書（誡敕）の別称ではなく、一種の独立した王言類文書なのである。

本文では紙面の関係で言及できなかつたが、筆者は璽書がおそらく私的な性質をもつ文書であつたらうと考えている。璽書の伝達、保存の問題と璽書に見える漢代の皇帝支配、皇帝の命令伝達などの問題を含めて、別の機会であらためて検討したい。

### 注

- 1) 筆者の管見の限り、璽書を中心的内容とする論文はほとんど見あたらないが、王国維氏は『流沙墜簡』、薛英群氏は『漢簡官文書考略』（甘肅省文物工作隊、甘肅省博物館編『漢簡研究文集』、甘肅人民出版社、1984年）で言及したことがある。
- 2) 中村裕一『唐代公文書研究』第一章（汲古書院、1996年）。
- 3) 王国維『流沙墜簡』屯戍叢殘及び『觀堂集林』840ページ（中華書局、1996年）。
- 4) 『西北師範学院学報』（社科版）1982年四期第19ページ。原文は入手できないため、前掲薛英群氏論文から引用。
- 5) 「申下土遷文書」という文字は解きたい。
- 6) 『玉海』卷六四から引用。「群臣有所奏請無尚書令奏制之字則答曰已奏知書本官下所當至亦曰詔」の文は叢書集成本『独断』では「群臣有所奏請無尚書令奏制之字則答曰已奏知書本官下所當至亦曰詔」となっているが、『玉海』卷六四に引用される『独断』によれば、「群臣有所奏請無尚書令奏制之字則答曰已奏知書本官下所當至亦曰詔」とある。明らかに叢書集成本『独断』にある「如」という字は「知」の誤りである。したがって大庭脩氏が「木簡」七の五においてこれを「書の如く本官から担当官に通達した」と解釈されたのには、従いかねる。
- 7) これは呉曾榮氏の考えである（『中国歴史大辞典・秦漢史』御史条、上海辞書出版社、1990年）。
- 8) 王国維『觀堂集林』840ページ（中華書局、1996年）。
- 9) 鶴飼昌男「漢簡に見られる書信様式簡の検討」（大

- 庭脩編『漢簡研究の現状と展望』関西大学出版部、1994年)。
- 10) 同じタイプの璽書は『漢書』卷九六趙充国伝、卷六三を参照。これらの文書はいずれも文献に「璽書」と明記されている。
  - 11) このような制書は『漢書』卷六六、七七、七八などを参照。
  - 12) 『漢書』卷八十宣元六王伝。
  - 13) 『漢書』卷六九趙充国伝。
  - 14) 『漢書』卷九二遊俠列伝。
  - 15) 『漢書』卷六四匈奴伝。

(1997年7月7日受理)